社会問題と向き合う少額短期保険

特集

孤独死の保険を追う

メモリード・ライフ

生命保険を活用して対応
オーナーを第三者受取人に　経済的負担軽減

これまで、孤独死に対応する保険は損保系が多かったが、この問題を生命保険で解決しようというのがメモリード・ライフだ。損保系商品がリスク分散のために建物1棟単位で加入するケースが多い中、メモリード・ライフの場合、高齢者一人（1室）単位での加入もできる。万一、入居者が死亡した場合、受取人がオーナーという第三者受け取りを可能としている点が特徴となっている。保険金額が少ない少額短期保険ならではの取り組みで、保険金は遺品整理費用、清掃費用、家賃補てんなど使い道も自由。現在、一人暮らしの高齢者は賃貸住宅への入居が難しくなっている。オーナーが孤独死を嫌うためだが、同保険によりオーナーが安心して住宅を提供しやすくするのが狙いだ。

鴨下氏

高齢者単独世帯の入居が難しい賃貸住宅

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年には世帯主が65歳以上の高齢者世帯は2011万1000世帯となり、そのうち単独世帯は729万8000世帯で、約36％が一人暮らしの世帯となる（日本の世帯数の将来推計―2013年1月推計―）。そうした人口動態の中で、現在、一人暮らしの高齢者が賃貸住宅に入居しづらいという深刻な社会問題が浮き彫りになっている。

高齢者の場合、保証人がいないことや、孤独死された際に遺体や家財の整理をどうするのかといった不安から、オーナーが入居を拒否するからだ。

メモリード・ライフの鴨下紀道常務は「過去の調査では、高齢者が保証人の代わりとして家賃債務保証会社に依頼した際、葬儀まで見込んだ費用として約100万円請求された例や、預かった保証料を会社の倒産を理由に返還しないトラブルも発生している」と話す。

その一方で、賃貸住宅の空き室率が上昇し、地域によっては30％を超えるケースもあるなど、オーナーにとって厳しい状況となっている。

メモリード・ライフでは、孤独死以前の問題として、特に身寄りのない高齢者が入居できる賃貸住宅が少ない点を指摘する。賃貸住宅の建て直しで転居せざるを得ない場合でも、受け入れを拒否されたケース、また、東日本大震災の被災地から東京へ避難しようとした一人暮らしの高齢者が入居を断られた例もあったという。

孤独死を不安視して賃貸できないままの空き室率が上昇するオーナーの悩み、年金はあるものの賃貸住宅に入居できない一人暮らしの高齢者。このミスマッチを解消するために同社では、高齢入居者とオーナーをつなぐ高齢入居者保険「アンド・ユー」を開発した。

三上祐人常務は「高齢者の住宅問題が解決すれば日本社会も活性化する。一人暮らしの高齢者が安心して暮らせることにもなる。そこに保険を生かすことができる」と強調する。

高齢者のみを対象にした契約も可能

一般的に、孤独死への対応は、損保系が実損てん補なのに対し、同社は1年定期の生命保険で考えているのが特徴だ。

「アンド・ユー」ではオーナーが契約者となり、入居者（被保険者）が死亡した場合、オーナーに死亡保険金を支払う第三者受取制度を採用している。

損保系商品がリスクを分散するために建物単位での契約が多いのに対し、「アンド・ユー」は生命保険を基本としているため、1部屋単位で加入でき、高齢者のみを対象にすることもできる。第三者受け取りに関しても、高額の生命保険と異なり、入居者の死亡によるオーナーの経済的・精神的損失を軽減するという目的が明確化されているため問題はない。「いわば、住宅ローンの団信の小型版のようなもの。保険に加入して死亡したら保険金が支払われる単純な仕組みだ」と鴨下氏は言う。

さらに、オーナーや管理会社が敬遠した葬儀についても、同社は冠婚葬祭を全国的に手掛けるメモリードのネットワークを活用し迅速に対応できる点もメリットとなっている。鴨下氏は「孤独死というが、確率的には多くはない。孤独死の場合、長期間発見されず、悲惨な状態で発見されることが社会問題となっている。オーナーが安心して高齢者を受け入れるサポート体制があれば、孤独死を恐れずに一人暮らしの高齢者を入居させることができる」と意義を語る。

「アンド・ユー」は、保険料が一定で死亡保険金が毎年逓減する保険料建てと、保障が一定で毎月の保険料が逓増する保険金建ての2プランがある。例えば、保険料建てのプランでは、月3000円で、保険金が男性の平均寿命といわれる79歳時点で約40万円、女性の場合は平均寿命86歳の時点で約37万5000円が支払われるようにシミュレートされている。鴨下氏は「ご遺体を保管し、葬儀した後に共同墓地に埋葬すると、おおむね30万円が掛かる。入居者のいざというときの最低限の保障を考えた」と言う。保険料はオーナーが自ら支払うか、家賃に別途保証料や特別費用として入居時に設定するかは自由だ。現在、オーナーが自分で支払っているケースも多いという。そうした対応により、これまで入居できなかった一人暮らしの高齢者の入居が可能となっている。

受け取った保険の使い道も限定されていないため、原状回復費用や家賃喪失、次期入居者の準備資金に充当することもできる。死亡保険金は、遺族が相続財産として主張する可能性もあるが、遺族が家財の整理、室内の修復、特殊清掃、葬儀費用などを支払う経済的負担と手間を考えれば、そうした要求は出ないと判断している。

保険査定後に入居可否の判断

「アンド・ユー」の加入条件では、5年以内のがんの病歴と要介護3以上は加入できない。免責に関しては、高いリスクを避けるため契約日から180日以内の死亡は免責（既払込保険料に変換）となる。また、3年以内の自殺も免責となる。契約に当たっては、入居申込時に査定を行い、引き受け可能となった時点で入居契約ができる。

「アンド・ユー」は、同社が約2年前に開発した葬儀保険を基にネーミングを変え、孤独死などへ対応できる具体的な利点を明確化した商品。孤独死による支払い例はまだ発生していないが、鴨下氏は「孤独死や身寄りのない入居者が死亡した場合など、メモリード・グループで葬儀までサポートできる。各自治体などにおいて、身寄りのない高齢者がこなった場合、補助金の支給により葬儀を実施しているが、今後は財政的にも難しくなる。せめて最低限の葬儀をしてあげたいとの思いで商品を提供していく」と語る。

一人暮らしの高齢者の孤独死問題に一部屋単位で対応できる「アンド・ユー」。最近ではオーナーの理解も進み、問い合わせが増えているという。